

日本労働年鑑 第50集 1980年版
The Labour Year Book of Japan 1980

第三部 労働政策

III 賃金政策

2 最低賃金制の運用

最低賃金制の運用にかんしては、七七年一二月、中央最低賃金審議会から、最低賃金に全国的整合性をもたすため、七八年度から目安を設定すべき旨の答申があった。これを実現するため、中央最低賃金審議会で審議がおこなわれていたが、七八年七月二七日、「昭和五三年度地域別最低賃金改定の目安について」、労働大臣あて答申がなされた。内容は以下のとおりである。

【中央最低賃金審議会の答申】

一、昭和五三年度地域別最低賃金額改定の引き上げ額は第一表に掲げる金額とする。
ただし、第一表のランクは、昭和五二年度地域別最低賃金の日額が第二表に掲げる金額のうち最も近い金額に対応するランクを基準とする。

第一表

| ランク | 金額 |
|-----|---------|
| A | 日額 一五五円 |
| B | 一五〇円 |
| C | 一四五円 |
| D | 一四〇円 |

第二表

| ランク | 金額 |
|-----|--------|
| A | 二、四七七円 |
| B | 二、三八〇円 |
| C | 二、二四六円 |
| D | 二、一二七円 |

二、昭和五三年度の地域別最低賃金額の表示単位は、従来通り日額を基本とし、賃金の大部分が時間によって定められている者について適用する時間額をあわせて表示するものとする。

なお、従来の地域別最低賃金においては、「一日の所定労働時間が当該事業場の一般労働者の所定労働時間より短い者」についても時間額を適用してきたが、このような定め方は適当ではないと考えられる。

三、高齢者の扱いの問題については、今直ちに特別の措置を講ずる必要はない。

引き上げ額の目安と都道府県の関係は具体的には第153表のとおりであった。引き上げ率としては、大阪の六・二%から鹿児島六・七%と、低い地域ほど、わずかながら高くなっていた。

この目安にもとづいて、地方最低賃金審議会で審議がおこなわれ、金額は第154表のように、決定をみた。改訂の金額は、目安と若干のずれはあるが大部分の地域は目安どおりとなった。目安を上回ったもの一二、下回ったもの一で、目安の引き上げ額が五円幅であるため、目安からずれがあった地域も微調整にとどまった。また発効の時期は、前年に比較して若干早まっている。労働者数に

よる加重平均で、二四七三円、六・四%増(『労働基準』一一月号)である。

一九七九年度の地域最低賃金の改定については、七九年五月一五日、労働大臣から中央最低賃金審議会にたいし諮問がなされた。審議の過程では、目安制度の第一年次の経験にかんがみ、使用者側委員は、強い反発を示した。地域や業種の実態が十分把握されず、また目安に拘束されて地方最低賃金審議会の審議が自主的におこなわれなかったことが主な理由である。七八年度にかんしては地方審議会の答申後、六都県で異議申し立てがあり、とくに東京都においては、東京商工会議所、東京都中小企業団体中央会という、中小企業者を代表する団体が申し立てをおこなったことも報道されており、地方における審議に問題があることを示した(『週刊労働ニュース』七九年七月九日付)。他方、労働側は、目安制度を維持する立場で審議に臨んだ。中央最低賃金審議会は、七九年七月二六日、使用者側の主張を配慮した前文を付した目安を、前年度と同じ形式で、引き上げ額一四五円～一六〇円で答申した。

一九七九年末現在の最低賃金決定状況は、前年とほぼ同様である。すなわち中央において決定されているものは、石炭鉱業、金属鉱業の二つで、審議会方式によるものである。地方において決定されているもので労働協約拡張方式によるもの六件(うち、七八～七九年に発効したものが塗料製造業で三件)、その他は、地方において審議会方式により決定されている。これは地域別最低賃金と産業別最低賃金に分かれる。これらの適用状況および金額は第155表および第156表のとおりである。

日本労働年鑑 第50集 1980年版

発行 1979年11月10日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月25日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1980年版(第50集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
